

## 4 事後調査の結果の概略

本調査は平成 30 年 2 月の事業完了を受けて、平成 30 年 5 月から平成 31 年 4 月にかけて実施した。調査にあたっては、猛禽類の生息に影響を与えないよう最大限配慮した。

事後調査結果の概略は、以下に示すとおりである。

### (1) 水質汚濁

評価書では、伐採等により裸地となった箇所については、早急に植栽等を行うこと、また、雨水浸透施設の設置により、事業着手前と著しく変化しない程度の地下水涵養機能を確保すること等の対策により、降雨時の土壌流出が抑制されると予測した。

これに対して、事業区域内では伐採等で裸地となった公園や道路等において、工事工程を調整し、造成後早期に植栽を行った。また、水循環の項 (P. 41) に示したとおり、本事業の実施に伴う地下水涵養量の減少量約  $511\text{m}^3/\text{h}$  (H28.3 変更届) に対して、浸透舗装、浸透柵、浸透トレンチ、雨水貯留浸透施設等の雨水浸透施設の設置により、減少量を上回る  $4,251.1\text{m}^3/\text{h}$  の地下水涵養量を確保した。さらに、これらの対策の結果、降雨時の浮遊物質量が、残堀川と放流水で同じ値であったことを考慮すると、評価の指標とした「通常降雨時に下流河川の水の濁りに大きな変動負荷をかけないこと」を満足すると考える。

### (2) 水循環

評価書では、本事業の実施による土地利用の変化により、地下水涵養量は約  $511\text{m}^3/\text{h}$  (年間約  $291,000\text{m}^3$ ) (H28.3 変更届) 減少するが、昭島市宅地開発指導要綱に基づき、浸透トレンチ等の雨水浸透施設を設置することによって、減少量を上回る約  $4,000\text{m}^3/\text{h}$  の地下水涵養量を得られると予測した。

また、供用後には舗装の一部に、雨水浸透に配慮した透水性の舗装等を行い、緑地や公園等については早急に整備を実施する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、水資源の消費を最小とするような設備や再生水・雨水利用の設備、雨水浸透に配慮した透水性の舗装等を働きかけるとした。

これに対して、本事業では、公園や道路に雨水貯留浸透施設や浸透柵、浸透トレンチ等の雨水浸透施設を設置した他、面的に雨水を浸透する透水性舗装の設置や芝地・植栽地の緑化、林地の配置を図った。また、施設等の設置や緑化は、工事工程を調整し、造成後早期に行った。これらの対策による地下水涵養量は  $4,251.1\text{m}^3$  と計算され、予測を上回った。

なお、事業地の土地譲渡に際しては、公募資料にて「昭島市宅地開発等指導要綱・昭島市宅地開発等指導要綱細則」の規制を遵守することについて、周知を図った。

これらから、評価の指標とした「計画地における雨水の地下浸透に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。

### (3) 生物・生態系

#### 1) 植物相及び植物群落の変化及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

##### (評価書時)

工事の進行に伴い、現況面積の約 32.3% (変更後: 57.7%)の緑地(植物群落)と、その範囲の植物個体が減少することになるため、環境保全対策としては、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけ、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかける。また、環境保全用地外に生育する注目される種に関しては、環境保全用地等への移植等による保全及びモニタリング調査等を検討・実施する。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて早急に緑化(植樹等)を行う計画である。

事業が計画地の植物相と植物群落に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって植物相及び植物群落への影響の低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との緑地としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

##### (変更届追記)

新たに改変範囲となった場所では、平成 20 年度調査でタシロラン 2 地点が確認されているため、オオタカ保護のための立ち入り禁止期間(1月~7月)後に現地調査を行い、生育が確認された場合は環境保全用地への移植等による保全及びモニタリング調査等を計画・実施する。

これにより、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を軽減する」ことが図れると考えられる。

本事業の実施による緑地の改変は事業区域面積の 56.6%であり、変更届の予測値よりも 1.1 ポイント少なかった。この差は、予測時に想定していなかった改変範囲の樹林の一部残置等により生じた。

環境保全対策としては、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を 19.7ha 保全した。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。さらに、環境保全用地外に生育していた注目される植物については、有識者等からなる「立川基地跡地昭島地区植物保全方策検討会」で選定された種を対象として、環境保全用地への移植及びモニタリングを実施し保全を図った。この他、公園や緑道では、造成後早期に既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行った。これらの対策の実施は予測に示したとおりである。

タシロランについては、新たに改変範囲となった確認地点で現地調査を行ったが、生育は確認されなかったため、移植は行っていない。

これらの環境保全措置の実施により、植物相及び植物群落への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。

## 2) 動物相の変化の内容及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

(評価書時)

工事の進行によって現況面積の約 32.3% (変更後: 57.7)の緑地と、その範囲の植物個体が消失することに伴い、哺乳類、爬虫類、昆虫類の移動性の低い動物等については、現状の生息地の全部あるいは一部が消失するものと考えられる。また、鳥類や、昆虫類の成虫で飛翔能力のあるものは、環境保全用地や国営昭和記念公園内の緑地に移動するものと考えられるが、生息可能な面積は現状より減少する。ただし、移動力があり計画地で繁殖していない可能性が高い鳥類や、水辺の生物等については、概ね現状の生息状況が維持されるものと考えられる。

本事業では環境保全措置として、立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会意見を反映し、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかけることを行う。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、植樹等を行い、周辺から鳥類や昆虫類等が飛来する環境を整備する。また、樹木の成長に伴い、土壌動物等の生息も可能になるものと考えられる。このような場所については、良質な植栽基盤を整備し、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて、早急に緑化を実施し、周辺からの小動物の侵入・利用を促す。また、環境保全用地として既存樹林を保全することにより、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類等の工事中の生息域としての機能も果たすことになる。水生生物については、供用後も、概ね現状の生息状況が維持されるものと考えられる。

事業が計画地の動物相及び動物群集に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって動物相及び動物群集への影響の低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

(変更届追記)

事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、樹林地や草地を含む緑地の減少量は約 32.4%から 25.3 ポイント増加して約 57.7%となるため、その部分に生育する植物個体も減少する。これに伴い、哺乳類、爬虫類、昆虫類の移動性の低い動物等の生息地の面積の減少量も増える。また、鳥類や、昆虫類の成虫で飛翔能力のあるものについては、環境保全用地や国営昭和記念公園内の緑地に移動するものと思われるが、生息可能な面積の減少が大きくなる。

このように、事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、生息面積の減少が大きくなるが、影響を低減するために既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加と、可能な限り動植物の生息環境に配慮することを働きかける。

供用開始後には工事中に改変された範囲の一部に植樹等を行う計画であり、周辺から鳥類や昆虫類が飛来し、樹木の成長に伴って、土壌動物等が生息できるようになるものと考えられる。このような場所では、良質な植栽基盤を整備し、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて早急に緑化し、周辺からの小動物の侵入・利用を促す。また、環境保全用地として既存樹林を保全することにより、哺乳類、爬虫類、昆虫類等の工事中の生息域としての機能も果たす。

事業計画の変更が計画地の動物相及び動物群集に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって動物相及び動物群集への影響の低減を図る。さらに緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

本事業の実施による緑地の改変は事業区域面積の 56.6%であり、変更届の予測値よりも 1.1 ポイント少なかった。この差は、予測時に想定していなかった改変範囲の樹林の一部残置等により生じた。この改変の結果、予測したとおり、改変された緑地に生育する植物個体の減少が生じ、移動性の低い動物等の生息地の全部あるいは一部が消失したと考えられる。また、鳥類や、昆虫類の成虫で飛翔能力のあるものは、環境保全用地や国営昭和記念公園内の緑地に移動したが、生息可能な面積は現状より減少したと考えられる。

環境保全対策としては、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を 19.7ha 保全した。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。公園や緑道では、造成後早期に植栽基盤となる土壌を整備した上で、既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行い、周辺からの鳥類や昆虫類の飛来や、周辺からの小動物の侵入・利用を促す環境を 5.7ha 整備した。これらの場所では、樹木の成長

に伴い、土壌動物等の生息も可能となると考えられる。これらの対策の実施は予測に示したとおりである。

なお、水生生物の生息環境である残堀川は、本事業で改変を行っていない。また、工事中の雨水は浸透池等によりすべて直接浸透させ、残堀川への濁水流出防止を図った。このため、出水頻度の違いのような環境自体の変化によるものを除き、水生生物の生息状況は維持されていると考える。

これらの環境保全措置の実施により、動物相及び動物群集への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。

### 3) 生息(育)環境の変化の内容及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

(評価書時)

工事の進行に伴い、改変域では、樹木等の伐採と土壌の改変が行われる。計画地の現況の林床には、低木類や高茎草本類が藪状に茂っているため、改変域に近い場所では、樹林内の風や日射、温度、湿度等の気象要因が変化し、樹林性の植物と、樹林性で移動性の低い動物種及び群集(昆虫類幼虫、土壌動物等)の生息環境が変化するおそれがある。

本事業の環境保全措置として、立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会意見を反映し、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等、緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかけを行う。

残堀川は改変されないため、水域については概ね現状の生息状況が維持されるものと考えられる。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、植樹等を行う計画であり、周辺から鳥類や昆虫類等が飛来し、樹木の成長に伴って土壌動物等が生息できるようになる。計画地内の現況の樹林地は、造成土の上に成立した二次林と植栽林であるため、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて早急に緑化を実施することにより、現況の樹林地の減少によって損なわれる生息(育)環境を補うことができるものと考えられる。

事業が計画地の動植物の生息(育)環境に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって動植物の生息(育)環境への影響の低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との動植物の生息(育)環境としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

(変更届追記)

事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、樹木等の伐採と土壌の改変が行われる改変域が変更前から 1,676a 増加する。計画地の現況の林床には、低木類や高茎草本類が藪状に茂っているため、改変域に近い場所では、樹林内の風や日射、温度、湿度等の気象要因が変化し、樹林性の植物と、樹林性で移動性の低い動植物種及び群集（昆虫類の幼虫、土壌動物等）の生息環境の変化が大きくなるおそれがある。

このように、事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、生息面積の減少が大きくなるが、影響を低減するために既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加と、可能な限り動植物の生息環境に配慮することを働きかける。

供用開始後には工事中に改変された範囲の一部に植樹等を行う計画であり、周辺から鳥類や昆虫類が飛来し、樹木の成長に伴って土壌動物等が生息できるようになる。このような場所では、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて、早急に緑化することにより、樹林地の減少の増加によって損なわれる生息(育)環境を補うことができるものと考えられる。

事業計画の変更が動植物の生息(育)環境に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって動植物の生息(育)環境への影響の低減を図る。さらに緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との動植物の生息(育)環境としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

本事業の実施による改変域は、変更届の値よりも 74a 少なかった。この差は、変更届時点では想定していなかった改変範囲の樹林の一部残置等により生じた。

この改変域では、樹木等の伐採と土壌の改変が行われ、予測したとおり、改変域に近い場所では、樹林内の風や日射、温度、湿度等の気象要因が変化し、樹林性の植物と、樹林性で移動性の低い動物種及び群集(昆虫類幼虫、土壌動物等)の生息環境が変化したと考えられる。

環境保全対策としては、既存の樹林について、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を 19.7ha 保全した。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。公園や緑道では、造成後早期に植栽基盤となる土壌を整備した上で、既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行い、樹林地の減少によって損なわれる生息(育)環境を補うと共に、周辺からの鳥類や昆虫類の飛来や、周辺からの小動物の侵入・利用を促す環境を 5.7ha 整備した。これらの場所では、樹木の成長に伴い、土壌動物等の生息も可能となると考えられる。これらの対策の

実施は予測に示したとおりである。

なお、水生生物の生息環境である残堀川は、本事業で改変を行っていない。また、工事中の雨水は浸透池等によりすべて直接浸透させ、残堀川への濁水流し出防止を図った。このため、水生生物の生息状況は維持されていると考える。

これらの環境保全措置の実施により、動植物の生息(育)環境への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。

#### 4) 緑の量の変化の内容及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

(評価書時)

工事の進行に伴い、緑被率は 86%から 54%(変更後: 28.7%)、緑の体積は 70%(変更後:39.3%)に減少する。そのため本事業では、環境保全措置として、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかけを行う。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材(樹種等)を用いて早急に緑化(植樹等)を行う計画である。

事業が計画地の緑の量に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって計画地の緑の量への影響の回避・低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との緑の一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

(変更届追記)

事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、緑被面積は変更前の 3,571a から 1,676a 減少して 1,895a となるため、環境影響評価書において、「緑被率は 86%から 54%、緑の体積は 70%に減少する」とした部分が「緑被率は 86%から 29%、緑の体積は 39%に減少する」に変更となる。

このように、事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、緑の量について緑被率は 25 ポイント、緑の体積は 31 ポイント減少するが、環境影響評価書において、環境保全対策を考慮して「本事業では、環境保全措置として、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に立地する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに、可能な限り動植物の生息環境に配慮するよ

う働きかけを行う。

供用開始後には、工事中に改変された範囲の一部について、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材（樹種等）を用いて早急に緑化（植樹等）を行う計画である。

事業が計画地の緑の量に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって計画地の緑の量への影響の回避・低減を図る。さらに緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との緑の一体化・連続化も期待でき、」とした評価の内容は変わらないことから、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を軽減する」ことができると考えられる。

本事業の実施により、緑被面積は 1,969a、緑被率は 29.8%、緑の体積は 39.5%となった。緑被面積は 74a、緑被率は 1.1 ポイント増加したが、緑の体積は予測と概ね同程度であった。緑被面積と緑被率の増加は、変更届時点では想定していなかった改変範囲の樹林の一部残置等により生じた。

環境保全対策としては、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を 19.7ha 保全した。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。公園や緑道では、造成後早期に植栽基盤となる土壌を整備した上で、既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行い、新たな緑地を 5.7ha 整備した。これらの対策の実施は予測に示したとおりである。

これらの環境保全措置の実施により、事業区域の緑の量への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。

## 5) 生態系の変化の内容及びその程度

評価書及び他事業による改変の考慮も加えた変更届(H28.3)において、以下のとおり予測・評価した。

(評価書時)

生態系の機能及び構造及び食物連鎖に関し、事業の実施により、現況の約 17%(変更後:35%)の樹林地、約 3% (変更後: 7%)の林縁、約 12%(変更後:15%)の草地が消失し、動植物の生息環境としての機能が減少するものと考えられる。また、生態系の上位性の種としてあげたオオタカについては、事業の実施に伴い、本種の利用できる緑地や餌資源である樹林性の鳥類等の生息地が減少する。計画地の典型的な群集であるエノキ群落は、事業の実施に伴い、現況の約 3%を消失し、多くの動植物の生息(育)環境が減少する。

これらに対して、環境保全措置として、立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会意見を反映し、既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保するものとする。供用開始後には、工事中に改変された範



圃の一部について植樹等を行う。このような場所に関しては、良質な植栽基盤を整備し、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材（樹種等）を用いて、早急に緑化を実施することによって、周辺からの小動物の侵入・利用を図る。

また、環境保全用地として既存樹林を保全することにより、工事中に移動した哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類等が利用するようになると考えられる。

さらに、将来的に計画地を利用する施設等に対しては、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加を働きかけるとともに可能な限り動植物の生息環境に配慮するよう働きかけを行う。

事業が計画地の緑の量に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって計画地の生態系への影響の低減を図る。さらに、緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との生態系としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

(変更届追記)

事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、樹林地の消失が変更前の事業地面積の約 17%から約 36%、同林縁の消失が約 3%から約 7%、同草地の消失が約 12%から約 15%に増加する。これらの結果、動植物の生息環境としての機能が失われる面積が広がる。また、生産者である樹木や草本の減少が大きくなることにより、植食性や雑食性の動物や食物連鎖の上位に位置する種であるオオタカも利用する多くの動植物の生息（育）環境の減少が大きくなる。

このように、事業計画の変更及び他事業による伐採に伴い、生息面積の減少が大きくなるが、環境保全措置として既存の緑地について可能な限りの保全を図り、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した配置と、可能な限り広い面積を確保する。また、将来的に計画地を利用する施設等に対し、緑地の配置・確保等の緑化活動への積極的な参加と、可能な限り動植物の生息環境に配慮することを働きかける。

供用開始後には工事中に改変された範囲の一部に植樹等を行う計画であり、周辺から鳥類や昆虫類が飛来し、樹木の成長に伴って土壌動物等が生息できるようになる。このような場所では、計画地東に隣接する昭和記念公園等の植生を考慮した緑化材（樹種等）を用いて、早急に緑化することにより、周辺からの小動物の侵入・利用を図る。また、環境保全用地として既存樹林を保全することにより、工事中に移動した哺乳類、爬虫類、昆虫類等が利用するようになると考えられる。

事業計画の変更が生態系に与える影響に対し、これらの環境保全措置によって生態系への影響の低減を図る。さらに緑地の配置にも配慮していることから、計画地東側の昭和記念公園との生態系としての一体化・連続化も期待でき、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」ことが図れると考えられる。

本事業の実施により消失した樹林地は約 35%、林縁は約 6%、草地は約 16%であり、予測と概ね同程度であった。

この樹林地等の消失により、予測したとおり、オオタカの利用できる緑地や餌資源である樹林性の鳥類の生息地が減少したと考えられる。

環境保全対策としては、既存の樹林について、国営昭和記念公園や残堀川沿いの緑との連続性に配慮した既存の樹林を 19.7ha 保全した。この樹林では、最上位捕食者であるオオタカの他、多くの哺乳類、爬虫類、昆虫類等が確認された。また、事業区域に立地した施設では、昭島市の地区計画に基づく緑化が行われている。公園や緑道では、造成後早期に植栽基盤となる土壌を整備した上で、既存の植生を考慮した樹種も用いた植樹と草地等の緑化を行い、樹林地の減少によって損なわれる生息(育)環境を補うと共に、周辺からの鳥類や昆虫類の飛来や、小動物の侵入・利用を促す環境を 5.7ha 整備した。これらの場所では、樹木の成長に伴い、土壌動物等の生息も可能となると考えられる。これらの対策の実施は予測に示したとおりである。

これらの環境保全措置の実施により、事業区域の生態系への影響の低減を図ったこと、緑地の配置に配慮し昭和記念公園との動物の生息環境としての一体化・連続化を図ったこと等から、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の生物・生態系の多様性に対する影響を低減する」を満足すると考える。

#### (4) 景 観

##### 1) 主要な景観構成要素の改変の程度及び

###### その改変による地域景観の特性の変化の程度

事業区域の景観は、地形的に平坦で遠望が望めず、植物が鬱蒼と茂って見通しのきかない未利用地の中に、廃施設が散在して混然としたまとまりとなっている状況であった。

評価書では、本事業の実施により、事業区域内では道路整備、地盤の整備及び公園の設置が行われるが、道路整備はそのほとんどが現況道路の再整備であること、地盤整備や公園の設置は既存の樹林の改変を最小限にとどめることにより、周辺地域からの眺望が地域の景観に違和感なく溶け込むようにする計画となっていること、事業区域の南東側には現況の緑地が大きく確保され、国営昭和記念公園と一体的な緑地として、地域の緑の連続性が維持されていくと期待されること、さらには緑道の設置により、西側の市街地から事業区域方向を望む際に、地域と調和した緑豊かな景観となることが期待されることなどから、工事完了後には、事業区域も地域の景観構成要素のひとつとして、景観形成に寄与していくものと予測されている。

これに対して、工事完了後の事業区域の景観は、道路、公園等の都市基盤や施設利用地の整備の結果、宅地を主とする整然とした景観となった。また、国営昭和記念公園と一体的に既存の樹林を残した環境保全用地が確保され、地域の緑の連続性が維持されている。さらに、事業区域西側に法務省によって整備された緑道周辺は周辺と調和した緑豊かな景観を形成している。これらのことから、評価の指標とした「地域の景観特性に調和した、潤いのある景観の形成を図る」を満足すると考える。

なお、事業区域内では法務省等による建物の建設も行われているが、地区計画と新たに策定したまちづくりガイドラインに基づき、建物の高さや色彩等について景観への配慮が行われている。

##### 2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

評価書では、事業区域周辺の代表的な眺望地点は、事業区域から離れている場所では事業区域の変化は視認されず、景観の変化はほとんどないと予測されている。また、事業区域に面した場所では、緑道の設置、公園の整備と緑化、緑豊かな歩行者空間の整備等により、緑豊かな景観となると予測されている。

これに対して、工事完了後の代表的な眺望地点からの景観は、事業区域から離れている予測地点では、事業区域まで距離があることや公園の樹木や街路樹の存在により事業区域をほとんど見ることが出来ず、景観の変化はわずかであった。また、事業区域に面した予測地点では、事業の実施による変化は生じたものの、残存樹林の残置や公園や道路の植栽により、緑豊かな景観となっていた。これらのことから、評価の指標とした「地域の景観特性に調和した、潤いのある景観の形成を図る」を満足すると考える。

なお、事業区域内では法務省等による建物の建設も行われており、事業区域の北側や西側の眺望地点からはこれらの建物が見られるようになった。これらの建物は、地区計画と新たに策定したまちづくりガイドラインに基づき、各事業主体によって高さや色彩等について景観への配慮が行われている。

#### (5) 自然との触れ合い活動の場

評価書における現地調査では、事業区域に近い国営昭和記念公園内の残堀川沿いの散策路において徒歩利用者が見られた。また散策路の北側では園内移動と考えられる多数の自転車利用者が見られた。

評価書では、本事業の実施により、国営昭和記念公園の入り口や残堀川沿いの散策路等と連続して事業区域内に公園・緑地等が整備され、これらの一体的な利用が可能となることにより、利用者の利便性が向上するなど、事業により既存の自然との触れ合い活動の場への利用経路を阻害することはないと予測されている。また、環境保全措置として、昭和記念公園に隣接して環境保全用地を設けることにより、周辺地域からの眺望が地域の景観に違和感なく溶け込むようにする、周辺地域の植生に配慮した樹種等を用いて事業区域内の都市計画道路沿道等を緑化し、事業により整備される新たな構造物が地域の景観に極端に違和感を与えないようにする、本事業で改変しない土地を利用する施設等に対して、地域に溶け込んだ景観が形成されるよう建物の高さや外壁の色彩等を東京都の基準等に沿った計画とし、地域の植生等に配慮した緑地を多く確保するよう働きかける等を講じることにより、工事の完了後に地域の水と緑の景観に違和感が生じるなど、残堀川沿い散策路の利用に影響が生じるおそれはほとんどなくなるとしている。

これに対して、環境保全措置として、予測したとおり公園・緑地等の整備や環境保全用地の設置等を実施したこと、事後調査では、昭和記念公園内の事業区域に面した歩行者動線で、評価書時と同様な一過性の歩行者や自転車利用者が確認されたこと、事業区域内では新たに整備された歩行者動線上で、一過性の自転車利用者やジョギングを行う人が確認されたこと等から、事業により既存の自然との触れ合い活動の場への利用経路を阻害することはなかったと考えられる。

また、国営昭和記念公園に隣接した部分に環境保全用地を配置し、既存の樹林を保全したことから、国営昭和記念公園からの景観にほとんど変化は見られなかった。さらに、公園や道路では事業区域や昭和記念公園の植生を考慮した樹種も用いた植樹を行った。なお、本事業で改変しない土地を利用する施設等では、地区計画と新たに策定したまちづくりガイドラインに基づき、高さや色彩等について景観への配慮が行われており、今後立地する施設等でも同様な配慮が行われる。

これらから、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の自然との触れ合

い活動の場の利用に重大な影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。